

福島の復興・再生に向けた 農林水産省の取組

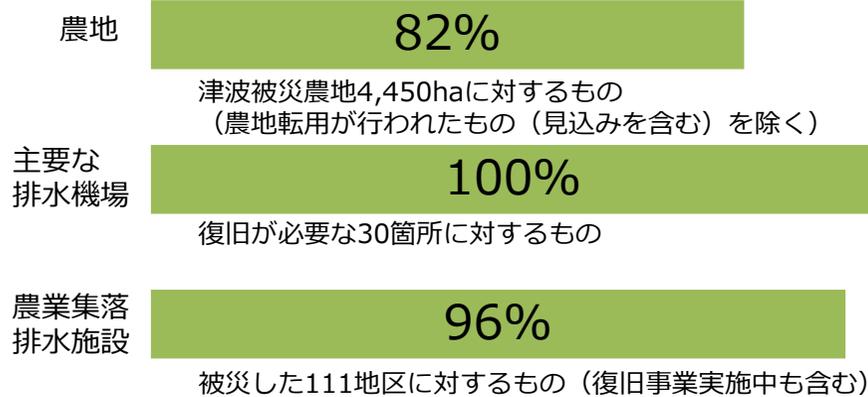
令和 5 年 8 月 2 8 日

農林水産省

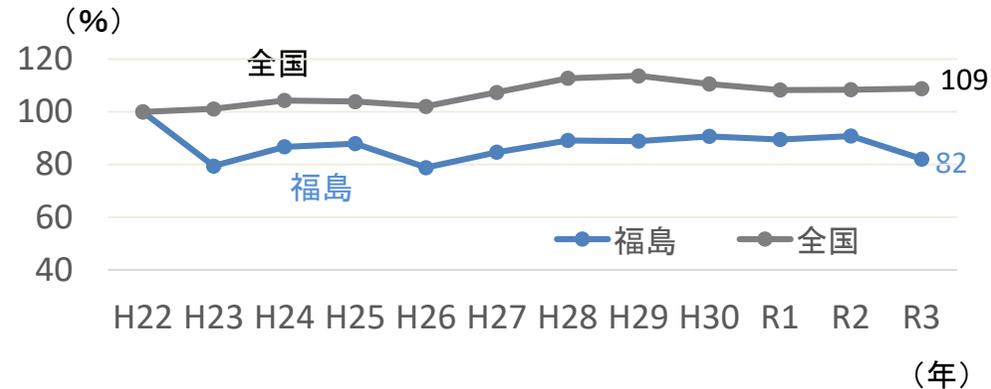
震災からの復興の現状（農業）

- 地震・津波による被害については、営農の基盤となるインフラはほぼ復旧。
- 農業産出額は、県全体では震災前の約9割まで回復しているが、12市町村では、震災前の約4割に留まっている。
- 原子力被災12市町村における令和7年度末の営農再開目標10,000haに対する進捗は80%（令和4年度末時点）。
- 福島県産農産物の輸出量の大半を占める米は、令和4年度は3年度に比べて減少しているが増加傾向。

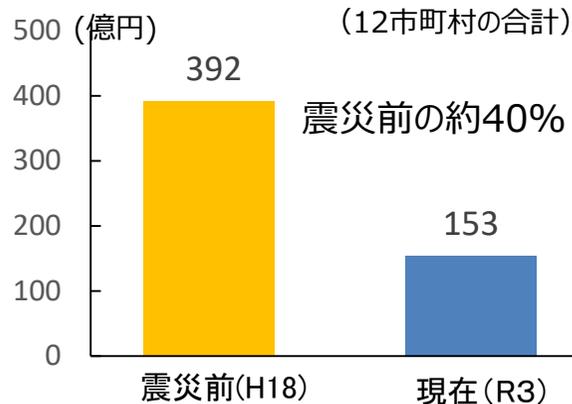
○農業関係のインフラの復旧状況(福島県)



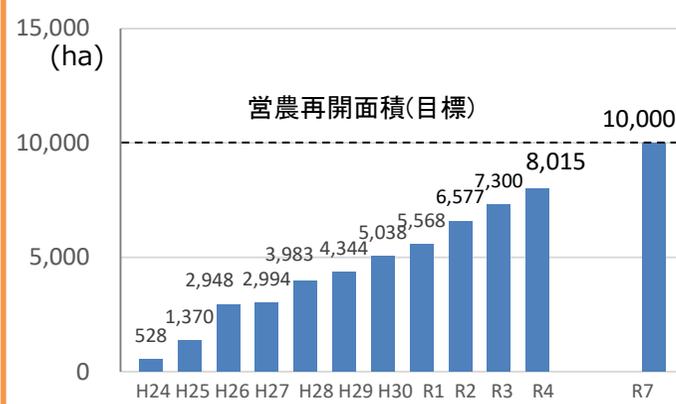
○【福島県と全国の農業産出額の推移（H22年比）】



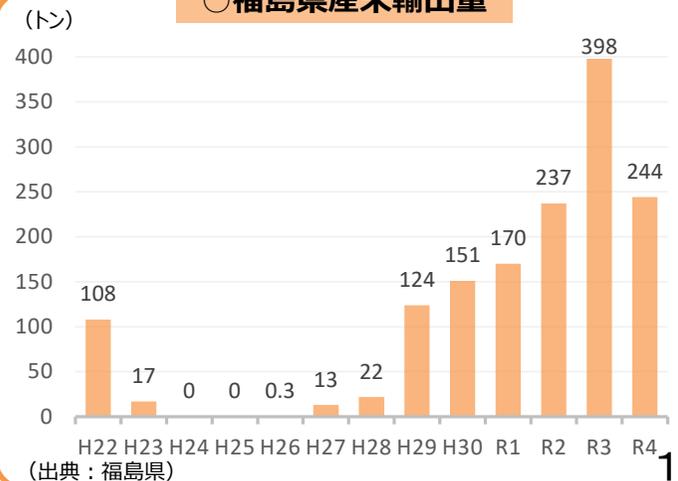
○農業産出額（原子力被災12市町村）



○営農再開面積の推移（原子力被災12市町村）



○福島県産米輸出量



被災地方公共団体への人的支援と各関係機関との連携強化

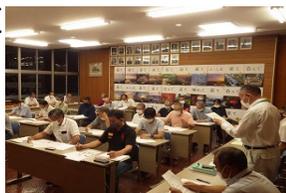
- 農林水産省は、令和2年4月以降に東北農政局震災復興室を設置（後に富岡町に移転）し、原子力被災12市町村のそれぞれの状況に応じた支援を継続。
- ・市町村担当チームは本省・農政局の13名の職員を各市町村に配置して、きめ細かく支援。
- ・サポートチームは技術職員14名からなるチーム（震災復興室）。福島県農林事務所やJA、福島相双復興推進機構などと協力して市町村を支援。



東北農政局震災復興室
（富岡町）

効果的なほ場整備計画となるよう支援【川内村】

- ・川内村では、営農再開に向け、県営のほ場整備を計画（約60ha）。派遣職員は、事業採択に向け手続きや関係者との調整を行い、令和4年度に事業が採択。ほ場整備がより効果的になるように地区内の旧河川敷地の編入等を提案するなど尽力。



地区座談会の様子

営農再開ビジョンの具体化に向けた支援【大熊町】

- ・大熊町では、営農再開ビジョン（令和4年3月）の具体化に向け、大川原地区での管理耕作の推進、地域の農業者へ営農意向等に関するアンケート調査等を実施。
- ・派遣職員は、新規担い手の受入れ調整や町支援策へ助言を行った。これにより営農再開面積は、令和3年度に0haが、令和4年度に21haに拡大。



新規担い手の水稲作付ほ場

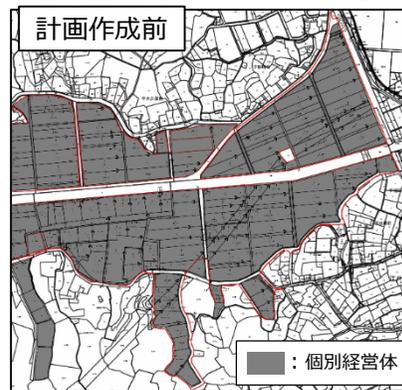
農地の大区画化、利用集積の加速化

- 改正福島特措法（令和3年4月施行）により農地集積を推進。昨年12月末時点と比べ、本年7月末時点では、計画数（34→41）、面積（780ha→827ha）が増加。
- ・県計画の作成状況：6市町村、41計画、827ha
 - ※ 6市町村：南相馬市、広野町、川内村、川俣町、田村市、飯舘村
 - ※ 令和5年7月末時点
- 原子力被災12市町村に農地バンクの現地コーディネーターを配置し、農地バンクによるマッチングを推進。
- ・被災12市町村の場合
農地の集約化等の観点から営農再開を支援するため、被災12市町村で12名の現地コーディネーターの配置を支援（全額国費）
 - ・被災12市町村以外の場合
地域計画（目標地図）の早期実現に向け、農地の集約化等を進めるため、2～3市町村に1名の現地コーディネーターの配置を支援（補助率7/10）

つるがい

【事例：南相馬市鶴谷地区】

- ・大規模な農業法人（2法人）が、県計画により地域内の農地面積81.8ha（農地所有者70名）を集積・集約化。



※ 平成28年7月に避難指示解除

生産と加工が一体となった広域的な高付加価値産地の展開

- ・生産すれば売れる環境を形成し、営農再開や新規参入を後押しするため、市町村を越えて広域的に生産・加工等に取り組み付加価値を高めていく産地の創出に向けた取組を推進。
- ・令和3年8月に、農業者団体、原子力被災12市町村等で構成する「福島県高付加価値産地協議会」を設立し、産地の創出に向けた具体的な行動計画を策定・公表。
- ・令和4年7月、楡葉町にかんしょの産地化に向けた高品質苗の供給施設が完成。令和5年春より、生産者への苗供給を開始。
- ・現地に進出希望のある加工業者も加わり、パックご飯工場（楡葉町）や加工冷凍野菜の施設（富岡町）等が5年度中に完成予定。施設に供給する農産物の産地づくりに向けた取組を推進。



完成したかんしょの高品質苗の供給施設（楡葉町）

福島国際研究教育機構の設立に向けた取組

- 令和5年4月に設立した福島国際研究教育機構において、
- ①ロボット、
 - ②農林水産業、
 - ③エネルギー、
 - ④放射線科学・創薬医療、放射線の産業利用、
 - ⑤原子力災害に関するデータや知見の集積・発信、
- の5分野の研究開発を実施。

福島国際研究教育機構における農林水産研究の推進

- ・複数のほ場を自立的に移動・作業する自動走行トラクタや地産地消型エネルギーシステム、輸出に対応した果樹生産体系の確立など福島県浜通り地域等における実証研究を中心とした研究開発を推進。



自動走行トラクタの遠隔監視



自動収穫ロボット等



ヒートポンプ（空気熱源）

農林水産分野の先端技術展開事業

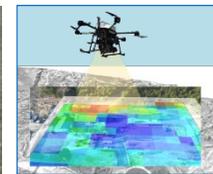
- ・福島イノベーション・コースト構想に基づき、福島県浜通り地域の農林水産業再生のため、新たに現場が直面している課題について、研究開発・実証研究及び成果の社会実装を実施。



きゅうり生産管理支援システム



ホシガレイの生態把握



森林の放射線量マップ

新たな復興への取組

小高園芸団地・集出荷施設（南相馬市小高区）

- ・南相馬市では、原子力災害からの農業再生に向け、福島再生加速化交付金を活用して、鉄骨ハウス、パイプハウス及び集出荷施設等の複合施設を整備。（令和3年末から一部稼働、令和5年7月から全面稼働。）
- ・ハウスでは新たな作物への転換として水稻の育苗のほか、きゅうり、スナップエンドウ等の園芸作物を栽培。



ハウス、集出荷複合施設



ハウス内で栽培されているきゅうり

水稻育苗施設（浪江町）

- ・令和5年3月、刈宿地区かりやどに水稻育苗施設（受益面積：水稻300ha、たまねぎ15ha）の整備が完了し、供用を開始。
- ・水稻の育苗後に、たまねぎの育苗施設としても有効に活用し、相双地域振興品目であるたまねぎの振興及び規模拡大を推進することで、地域農業の復興を目指す。
- ・令和3年度に整備されたカントリーエレベーターとあわせて、今回整備された育苗施設を活用することにより、農業者の帰還・営農再開や作付拡大が期待。



育苗施設全景（画像提供：浪江町）

避難指示が解除された区域での営農再開の取組

- ・浪江町、富岡町、飯舘村の特定復興再生拠点区域が、令和5年に避難指示解除。
- ・令和5年5月に、富岡町、大熊町、浪江町の特定復興再生拠点区域で生産される野菜の出荷制限・摂取制限が解除。

浪江町(R5.3.31 解除)

- ・室原地区において、水稻の試験栽培（8a）を実施。
- ・令和7年度から本格的な営農再開を目指す予定。



水稻試験栽培のほ場

富岡町（R5.4.1解除）

- ・おおすげ大菅地区において、水稻の実証栽培を実施。
- ・おらがはま小良ヶ浜地区などにおいて、飼料作物（デントコーン）の栽培を開始。また、令和5年度内に畜産（繁殖牛）を再開する予定。



デントコーンの栽培

飯舘村(R5.5.1 解除)

- ・長泥地区において、水稻の試験栽培（5a）を開始。
- ・同地区において、野菜についても、令和5年度内に試験栽培を開始する予定。



水稻試験栽培のほ場

震災からの復興の現状（森林・林業分野）

- 地震・津波による被害に対しては、要復旧の海岸防災林における植栽等の復旧事業は約9割完了。素材生産量についても震災前の水準以上に回復。
- 原子力災害に対しては、森林の空間線量率は低下しているが、落葉層・土壌中には多くの放射性物質が滞留。
- 施設内で栽培する菌床しいたけの生産量は震災前の水準に回復。他方、自然に近い環境で栽培する原木しいたけは17市町村に出荷制限が指示されており、生産量は平成22年の10%程度。

○震災後の復旧状況

海岸防災林

91%

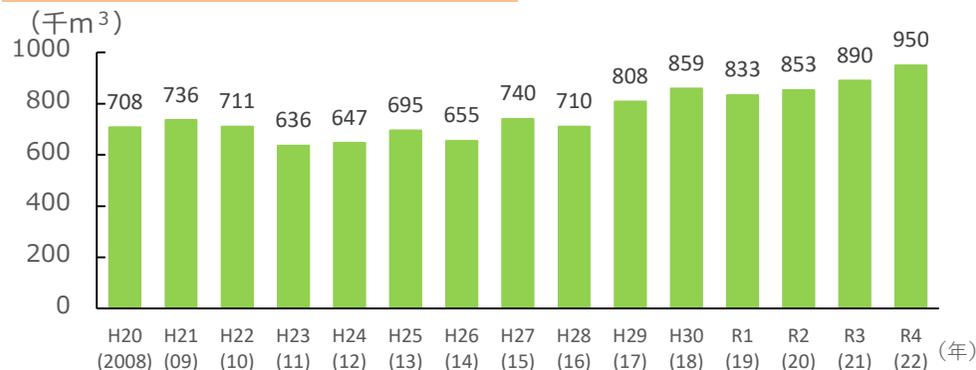
木材加工
流通施設

復旧を要する43kmのうち植栽等の復旧事業が完了したもの
(残りの箇所も事業継続中)

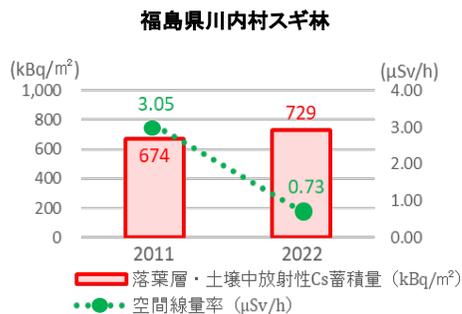
100%

再開を希望する9箇所に対するもの

○福島県の素材生産量の推移

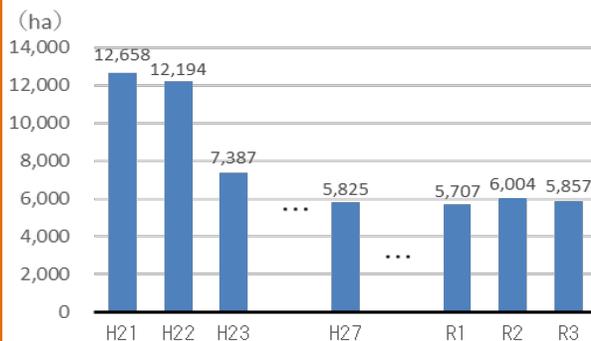


○地中の放射性セシウムの蓄積量と空間線量率の推移



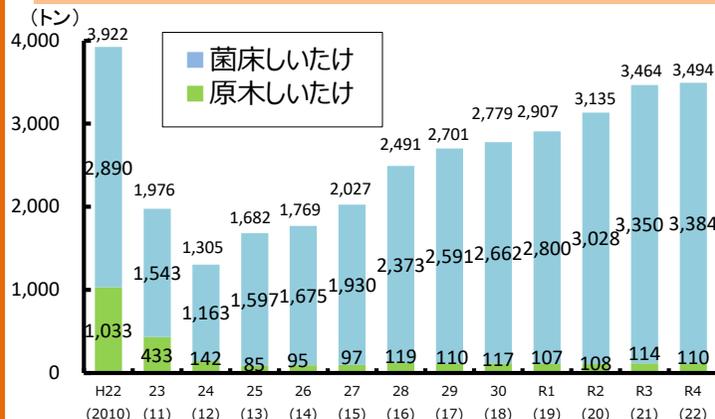
出典: 林野庁「森林内の放射性セシウムの分布状況調査結果について」

○福島県の森林整備面積の推移



出典: 福島県資料

○福島県におけるしいたけ生産量の推移



出典: R4特用林産物生産統計調査結果

※R4データは速報として取りまとめた暫定値であり、今後、数値に修正がありうる。

・被災地の森林・林業の再生に向け、森林整備と放射性物質対策、里山・広葉樹林再生の取組などを推進していく必要。

森林の放射性物質対策

(森林内のモニタリング)

- ・ 樹木の葉・枝・幹から土壌まで階層ごとに放射性物質の分布状況等を調査、解析。
 - 森林内の放射性セシウム約9割以上が土壌表層に分布
 - 樹木に残る放射性セシウムも多くは樹皮に分布

(森林整備と土壌流出防止柵の設置)

- ・ 放射性物質を含む土壌の流出防止を目的とした、間伐等の森林整備と丸太を活用した土壌流出防止柵の設置などの一体的な取組（福島県においては「ふくしま森林再生事業」として実施）。



落葉層と土壌の採取



筋工による放射性物質の移動抑制対策

安全な木材製品の供給

- ・ 木材・木材製品の放射性物質調査や安全証明体制の構築及び風評被害防止のための普及啓発を支援。
- ・ 被災地での新しい町づくりに当たり、公共建築物等にも地域材を積極的に活用し、被災地域のシンボリックな役割も担う。



富岡町地域交流館
「富岡わんぱくパーク」

しいたけ等原木林の再生

- ・ しいたけ等原木林の計画的な再生に向けて「里山・広葉樹林再生プロジェクト」を県、団体、国が連携して推進
- ・ 福島県において震災前の原木林10,000haのうち再生すべき原木林5,000haを約20年で伐採・更新。
- ・ 市町村が、再生すべき原木林の面積や実行体制等を定めた再生プランを作成し、令和4年度から本格的に伐採を実施。



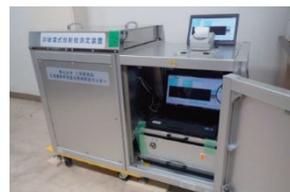
再生プランに基づくしいたけ等原木林の伐採



しいたけ等原木のぼう芽更新

特用林産物の出荷制限の解除

- ・ 生産資材の導入支援とともに非破壊検査機などを活用した円滑な出荷制限の解除を促進。
 - きのこと・山菜類等を適切に管理・検査する体制が整備された場合は、非破壊検査により基準値を下回ることが確認できたものは出荷可能となり、令和3年3月にはまつたけ、令和4年3月には皮つきたけのこ、令和5年3月にはなめこ、ならたけ、むきたけが出荷可能となった。



非破壊式放射能測定装置

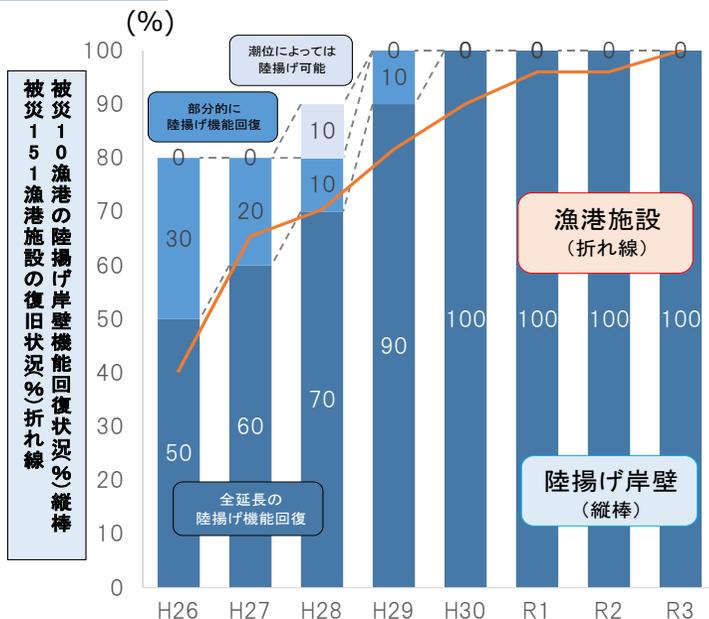


非破壊検査により安全性が確認されたまつたけ 6

震災からの復興の現状（水産業）

- 福島県内の被災漁港はすべて復旧し、産地市場も全てが再開。
- 水産加工施設も再開を希望されるうちの9割以上が業務を再開。

○漁港の復旧状況

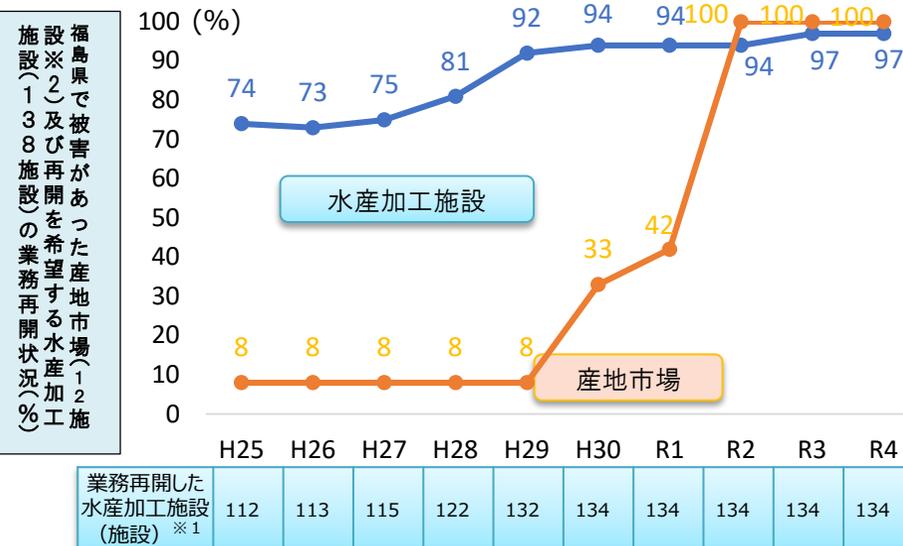


※1 各年の数値は3月末時点。

○漁港の復旧の事例（福島県相馬市）



○加工流通施設の復旧状況



※1 各年の数値は、H25からH29年は12月末、H30年は9月末、R1からR4年は12月末時点。

※2 12施設のうち、4施設が集約され、8施設全てが再開。

○水産流通加工施設の改修事例（福島県いわき市）



漁業再生に向けた取組①

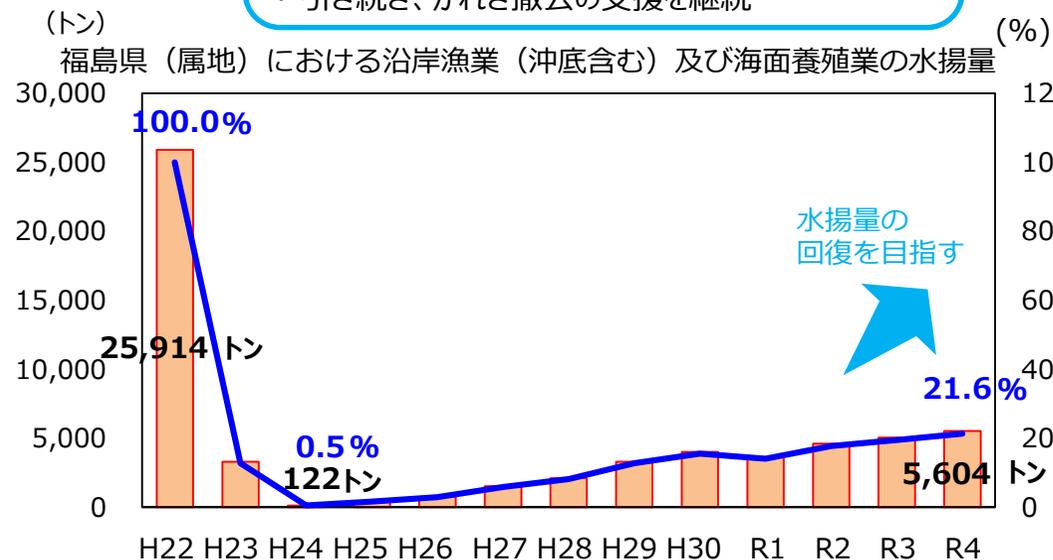
- ・福島県では令和3年3月まで試験操業を実施。令和4年の水揚量は震災以降で最大となったものの、震災前の2割程度に留まっており、今後も水揚量の増加が課題となっている。
- ・がんばる漁業復興支援事業により、沖合底びき網漁業に加え令和5年1月から沿岸漁業の小型漁船を対象として、水揚量を震災前の5割以上に回復させる取組を実施中。また、令和5年9月からは沖合底びき網漁業及び小型底びき網漁業による同取組を実施予定。

<震災発生からの経緯>

- ・震災直後：全ての沿岸漁業及び底びき網漁業の操業を自粛。
- ・平成24年6月～：試験操業・販売を実施。
- ・令和3年3月：試験操業を終了。
- ・令和3年4月～：本格操業への移行期間。水揚拡大を図っている。

○今後の対応方向

- ・目標を定め、計画的に漁獲を拡大
- ・価格を支えるための流通・消費の拡大
- ・福島県産水産物の魅力を含む様々な情報発信
- ・引き続き、がれき撤去の支援を継続



◎がんばる漁業復興支援事業 (沖合底びき網漁業及び沿岸漁業)

2件（120隻）実施中

令和元年認定 1件（相馬市：23隻（沖合底びき網漁業））

令和4年認定 1件（相馬市：97隻（貝けた網漁業、機船船びき網漁業、沿岸流し網漁業、固定式さし網漁業、沿岸はえ縄漁業、一本釣り漁業、かご・どう・つぼ漁業、採貝・採藻漁業））

令和5年認定（令和5年9月開始予定）

2件（相馬市：23隻（沖合底びき網漁業）、

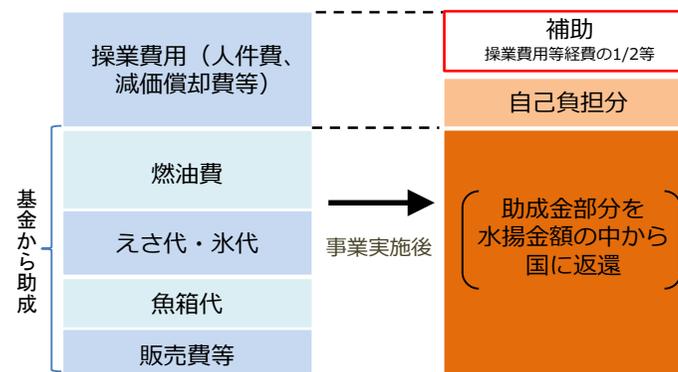
いわき市：18隻（沖合底びき網漁業・小型底びき網漁業））

※このほか、大中型まき網漁業、サンマ棒受け網漁業で6件認定

【事業概要】

地域で策定した復興計画に基づき、震災後の環境に対応し、震災前以上の収益性の確保や生産量の震災前の5割以上への回復等を目指し、安定的な水産物生産体制の構築に資する事業を行う漁協等に対し、必要な経費（人件費、燃油費、氷代等）を支援。

【事業のイメージ】



漁業再生に向けた取組②

令和3年4月のALPS処理水の処分方針決定を受け、令和4年度から、生産・加工・流通・消費の各段階での追加対策等を実施中。

○漁業用機器設備の導入支援の拡充

- ・R3年4月から本格操業への移行を進めているところであり、水産業の底上げのため収益性を向上させる必要がある。
- ・R4年度から、省エネ機器設備に加え、海水冷却装置等の生産性向上等に資する機器まで補助対象を拡大。
-令和3年4月～令和5年7月
機器導入支援24台 補助額計122百万円

漁船用エンジン
(船内機)



漁船用エンジン
(船外機)



海水冷却装置等



○水産業共同利用施設に対する支援

- ・福島県の漁業の本格的な復興に向け、水産業共同利用施設の整備を支援。
- 令和4年度実績：3市町村で4事業実施中。

(支援対象施設イメージ)



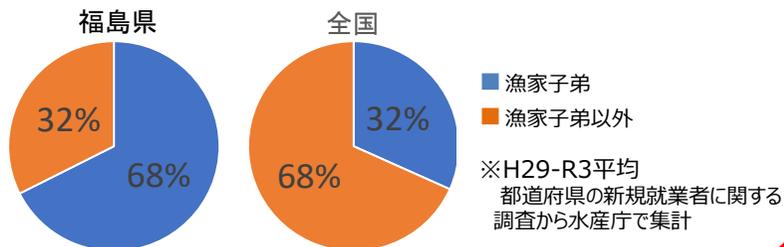
荷さばき施設



さけ・ます種苗生産施設

○新規漁業者の確保・育成の強化

- ・福島県では、長期的に試験操業が続いたことにより就業者が被災前に比べ大幅に減少している。また、漁業への新規就業者の7割を漁家子弟が占めている。
- ・かかる状況を踏まえ、漁家子弟等を含め長期研修支援やリース方式による就業に必要な漁船・漁具の導入の支援を実施。



○販路拡大・経営力強化支援と安全実証への支援

- ・福島県の本格操業への移行の動きに合わせて、これまで縮小した消費地の県内水産物の取扱拡大の推進が必要。
- ・このため、産地流通加工業者がグループを形成し、主要消費地市場に向けて共同出荷を行う取組を引き続き支援。
- ・また、消費者が福島県産水産物を購入する際に、安全性や産地の情報等を確認できる取組の支援を実施。



食品中の放射性物質に関する情報の発信

- ・関係府省等と連携し、ホームページや意見交換会等を通じて情報発信。
 - 食品中の放射性物質の検査結果（日本語・英語）
 - 農林水産現場での放射性物質低減の取組 等



放射性物質の検査



親子参加型イベント



水産物の検査結果等の発信

- ・日本語・英語による農林水産省HPへの掲載。
- ・一般消費者向け、海外向け（英語、中国語(簡体字、繁体字)、韓国語、タイ語)のパンフレットを作成して説明会等に活用。
- ・店頭で消費者等が商品の安全性を簡単に確認できる仕組みの構築に対する支援。
- ・令和4年度からトリチウムを対象とする水産物のモニタリング検査を開始し、224検体の検査結果を水産庁HPに掲載。（検査結果は全て検出限界値未満。）
- ・上記検査は結果公表までに1～1.5か月を要することから、令和5年度からはサンプル採取日の翌日又は翌々日に結果を公表できる迅速分析法も併せて開始。（放出後1か月程度はできる限り毎日分析し、その都度、検査結果を水産庁HPに掲載）

第三者認証GAP等の取得支援

- ・第三者認証GAPや有機JAS等の取得費用等を支援。
- ・消費者や実需者の理解促進のため、GAPに取り組む産地情報の発信や有機農産物のPRイベントの開催など風評払拭に向けた取組を支援。



スーパーマーケット等と連携したGAP認証農産物販売フェアの開催



オーガニックふくしまマルシェの開催

福島県産農産物等の流通実態の調査・分析の実施

- ・福島県産農産物等の販売不振の実態を明らかにするための調査を実施。
 - 出荷量、取引価格、流通段階ごとの価格形成等の調査
 - 福島県産品の取扱意向等に関する調査
 - 福島県産品の取扱拡大に向けたマーケティング実証

販売促進等の取組支援

- ・福島県産品のブランド化の推進や販売棚の確保等に向けた取組を支援。
 - 国内外の量販店等における販売促進
 - 事業者向け商談会やバイヤーツアー
 - オンラインストアへの出店促進 等



福島牛の販売フェア

原発事故による諸外国・地域の食品等の輸入規制緩和・撤廃の概要

- ・原発事故に伴い諸外国・地域において講じられた輸入規制は、政府一体となった働きかけの結果、緩和・撤廃される動き。
- ・規制を設けた55の国・地域のうち、48の国・地域で輸入規制を撤廃、7の国・地域で輸入規制を継続。

◇諸外国・地域の食品等の輸入規制の状況※1

規制措置の内容／国・地域数		国・地域名
事故後輸入規制を措置 55	規制措置を撤廃した国・地域 48	カナダ、ミャンマー、セルビア、チリ、メキシコ、ペルー、ギニア、ニュージーランド、コロンビア、マレーシア、エクアドル、ベトナム、イラク、豪州、タイ※2、ボリビア、インド、クウェート、ネパール、イラン、モーリシャス、カタール、ウクライナ、パキスタン、サウジアラビア、アルゼンチン、トルコ、ニューカレドニア、ブラジル、オマーン、バーレーン、コンゴ民主共和国、ブルネイ、フィリピン、モロッコ、エジプト、レバノン、UAE※2、イスラエル、シンガポール、米国、英国、インドネシア、EU、EFTA（アイスランド、ノルウェー、スイス、リヒテンシュタイン）
	輸入規制を継続して措置 7	一部又は全ての都道府県を対象に検査証明書等を要求 2 仏領ポリネシア、ロシア
	一部の都県等を対象に 輸入停止 5	韓国、中国、台湾、香港、マカオ

◇最近の規制措置撤廃の例

撤廃年月	国・地域名
2021年 1月	イスラエル
5月	シンガポール
9月	米国
2022年 6月	英国
7月	インドネシア
2023年 8月	EU、EFTA（アイスランド、ノルウェー、スイス、リヒテンシュタイン）

◇最近の輸入規制緩和の例

緩和年月	国・地域名	緩和の主な内容
2019年10月	マカオ	・輸入停止（宮城等9都県産の野菜、果物、乳製品）→商工会議所のサイン証明で輸入可能に ・放射性物質検査報告書（9都県産の食肉、卵、水産物等）→商工会議所のサイン証明に変更 ・放射性物質検査報告書（山形、山梨県産の野菜、果物、乳製品等）→不要に
2021年 1月	香港	5県産（福島、茨城、栃木、群馬及び千葉）の野菜、果物、牛乳、乳飲料、粉乳、水産物、食肉及び家禽卵を除く食品に対する全ロット検査 →廃止
3月	仏領ポリネシア	①第三国経由で日本から輸入される食品・飼料、②漁業用のエサ(fishing bait)として使用される水産物に対する放射性物質検査証明書及び産地証明書 →不要に
2022年 2月	台湾	5県産（福島、茨城、栃木、群馬及び千葉）の輸入停止→一部品目を除き産地証明及び放射性物質検査報告書の添付を条件に解除、一部都県の放射性物質検査報告書の対象品目が縮小

※1 規制措置の内容に応じて分類。規制措置の対象となる都道府県や品目は国・地域によって異なる。
 ※2 タイ及びUAE政府は、検疫等の理由により輸出不可能な野生鳥獣肉を除き撤廃。

直近のトリチウムのモニタリングの検査結果について(参考)

- 処理水放出前、ヒラメなど14検体で、トリチウムの迅速分析を行い、結果は全て不検出であった。
- また、放出後の8月24日・25日に採取したヒラメなど4検体の分析結果は、放出前と同様、全て不検出となった。

<処理水放出前>

迅速分析結果

(世界保健機関(WHO)の飲料水水質ガイドライン基準:10,000Bq/L)

(単位:Bq/kg)

(検出限界値)

分析機関

No.	試料名	生産水域	採取地	漁具設置		漁具回収		報告日	分析部位	(単位:Bq/kg)		分析機関
				日	時	日	時			(検出限界値)		
1	ヒラメ	福島県沖	T-S3	—	—	R5.8.8	—	R5.8.9	筋肉	不検出	(8.76)	(公財)海洋生物環境研究所
2	ホウボウ	福島県沖	T-S8	—	—	R5.8.8	—	R5.8.9	筋肉	不検出	(8.72)	(公財)海洋生物環境研究所
⋮												
13	ホウボウ	福島県沖	T-S3	R5.8.23	5:30頃	R5.8.24	5:00頃	R5.8.25	筋肉	不検出	(8.37)	(公財)海洋生物環境研究所
14	ヒラメ	福島県沖	T-S8	R5.8.23	5:00頃	R5.8.24	5:00頃	R5.8.25	筋肉	不検出	(8.65)	(公財)海洋生物環境研究所

<処理水放出後>

15	ヒラメ	福島県沖	T-S3	R5.8.24	5:30頃	R5.8.25	4:50頃	R5.8.26	筋肉	不検出	(8.06)	(公財)海洋生物環境研究所
16	ホウボウ	福島県沖	T-S8	R5.8.24	5:30頃	R5.8.25	4:40頃	R5.8.26	筋肉	不検出	(8.22)	(公財)海洋生物環境研究所
17	ホウボウ	福島県沖	T-S3	R5.8.25	5:00頃	R5.8.26	5:00頃	R5.8.27	筋肉	不検出	(8.76)	(公財)海洋生物環境研究所
18	ヒラメ	福島県沖	T-S8	R5.8.25	5:10頃	R5.8.26	4:40頃	R5.8.27	筋肉	不検出	(8.81)	(公財)海洋生物環境研究所